

令和8年度事業計画

1. 事業計画の基本方針

四日市労働基準監督署管内における令和7年の業種別災害発生状況の道路貨物運送業では、12月末集計で休業4日以上労働災害が107件発生しています。事故の型分類では、墜落・転落が27件、転倒23件、激突4件、はさまれ・巻き込まれ12件、交通事故6件となっています。

昭四殿陸上出荷設備では、令和7年は休業労働無災害を達成しましたが、不休業労災、品質ヒヤリ、安全ヒヤリ、軽微な破損などが数件ありました。品質や設備トラブルは輸送時よりも積込、荷卸し時に多く発生しています。

すべての関係者の安全意識の高揚を図り、法令・ルールを遵守するとともに、指差呼称の実施により基本作業を確実にを行い、引き続き製品の積込、輸送、荷卸し時の事故・労働災害を防止し、安全荷役を推進していきます。

2. 重点目標

- (1) 基本作業実践による労働災害防止、荷役事故防止
- (2) 法令・ルールの遵守
- (3) 教育による安全意識の高揚
- (4) 心と体の健康管理

3. 重点目標及び具体的な取り組み

重点目標		具体的な取り組み
(1)	作業手順遵守による労働災害防止、荷役事故防止	乗務員マニュアルを遵守し、指差呼称による確認を励行して、人身事故、品質事故、物損事故、作業ミスを防止する。適正な運行管理を実行し過労運転による交通事故を防止する。
(2)	法令・ルールの遵守	関係法令と製油所のルールを遵守する。 運行管理者は、毎月のパトロールにより製油所ルールの遵守状況を確認し適切な指導を行う。 ① 構内も道交法遵守する 制限速度30km/h以下、積み場付近は最徐行 シートベルト着用 踏み切りでの一時停止と安全確認(タンク車優先) ② 静電気防止服および保護具の着用 ③ 構内設備および機器類は丁寧に扱う ④ 過積載の防止
(3)	教育による安全意識の高揚	昭四殿からの事故・トラブル・安全情報並びに周知事項について会員への浸透を高め、乗務員への速やかな情報の共有化をもって、類似事故、トラブルの発生防止を図る。
(4)	心と体の健康管理	健康診断を完全受診するとともに健康管理手帳(日本トラック協会編)を有効活用し個人レベルでの健康管理を行う。運行管理者は、関連法規を遵守し過労運転の防止を図る。

4. スローガン

慣れと油断は事故の元 慌てず・焦らず確認作業